平成２５年（フ）第２３６号
徳島市北山町岩崎７番地の12
破産者　福井　直裕
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１号
高知県高岡郡四万十町仁井田1362番地２
破産者　戸田　晃記
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第４３号
山口県防府市大字浜方23番地の３　ヴァンクールＢ棟201、前住所山口県防府市大字田島324番地の14
破産者　山田　智也
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６５５号
静岡県御前崎市池新田3277番地の２
破産者　長尾　知弘
1　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
2　一般調査期日　平成26年７月30日午後２時30分
平成26年６月13日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３４０号
京都市上京区猪熊通椹木町上る大黒町457番地15
破産者　森　　文洋
1　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
2　一般調査期日　平成26年８月29日午前10時30分
平成26年６月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
兵庫県川西市水明台２丁目８番地の20
破産者　戸村　惠昭
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月３日午前11時
平成26年６月13日　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５４号
滋賀県長浜市木之本町623番地
破産者　池上　賢一
1　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
2　一般調査期日　平成26年８月26日午前10時
平成26年６月12日
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
堺市北区百舌鳥西之町３丁549番地４
破産者　川田　芳久
1　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
2　一般調査期日　平成26年９月25日午前11時
平成26年６月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８２３号
堺市北区北花田町３丁26番地の14
破産者　有限会社ワークスオカダ
1　破産債権の届出期間　平成26年８月７日まで
2　一般調査期日　平成26年10月９日午前10時30分
平成26年６月12日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産管財人変更

平成２６年（フ）第８号
山梨県甲府市住吉３丁目２番１号
破産者　岩間　正夫
破産管財人　佐々木　亮が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　斉藤　　圭
平成26年６月12日　甲府地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４２号
福岡県大牟田市平原町13番地３
破産者　高瀬　宣季
1　期日　平成26年８月27日午後３時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年６月12日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１１０号
奈良県生駒市山崎町10番24号　前田ハイツ103
破産者　田中　康雄
免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
平成26年６月13日　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６２０号
愛知県常滑市晩台町50番地
破産者　小笠原輝彦
免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
平成26年６月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第２５１７号
東京都豊島区目白２丁目５―16
破産者　三好千賀子
審尋期日　平成26年10月１日午後２時
平成26年６月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７２９号
東京都新宿区岩戸町20―１サンクタス神楽坂1304号室、住民票上の住所新潟県新潟市東区柳ヶ丘13―15
破産者　西川　　学
審尋期日　平成26年10月８日午前10時
平成26年６月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３０号
東京都港区高輪２丁目１―11―615
破産者　高野　　融
審尋期日　平成26年10月８日午前10時
平成26年６月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１１号
岐阜市六条江東３丁目１番７号
清算株式会社　株式会社アサヒ
代表清算人　梅田　昌義
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

監 督 命 令

平成２６年（再）第１号
沖縄県うるま市字具志川2716番地１
再生債務者　翔環境建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　那覇市前島２丁目９番13号　大城物産本社ビル２階　弁護士法人ひかり法律事務所　弁護士　阿波連　光
平成26年６月10日　那覇地方裁判所沖縄支部

監督命令変更

平成２５年（再）第４３号
沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志山之堂原2088番99新沖縄・ＺＫＲ本店ビル
再生債務者　株式会社ＺＫＲ（旧商号株式会社全管連）
主文
1　頭書の事件につき、当裁判所が平成25年８月16日にした監督命令について、主文第４項ただし書き及び同第５項ただし書きをいずれも削除する。
2　頭書の事件につき、当裁判所が平成25年８月16日にした監督命令に次の事項を加える。
「６　再生債務者は、平成26年６月１日以降、実績を踏まえて更新した日繰りの資金繰り表（３か月の実績と今後６か月の見込みを記載したもの。）を毎月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。その際、提出済みの直近の資金繰り表と差額が生じた場合にはその理由についても報告しなければならない。」
平成26年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４４号
東京都港区芝３丁目６番10号新東京ビル７階
再生債務者　株式会社キャピタルＦ
主文
1　頭書の事件につき、当裁判所が平成25年８月16日にした監督命令について、主文第４項ただし書き及び同第５項ただし書きをいずれも削除する。
2　頭書の事件につき、当裁判所が平成25年８月16日にした監督命令に次の事項を加える。
「６　再生債務者は、平成26年６月１日以降、実績を踏まえて更新した日繰りの資金繰り表（３か月の実績と今後６か月の見込みを記載したもの。）を毎月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。その際、提出済みの直近の資金繰り表と差額が生じた場合にはその理由についても報告しなければならない。」
平成26年６月９日
東京地方裁判所民事第20部